

福祉サービス第三者評価
評価結果報告書
令和3年度

社会福祉法人 さとり
南林間保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ
- Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成
- Ⅱ-3 運営の透明性の確保
- Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス
- Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	南林間保育園
種別:	認可保育所
代表者氏名:	加藤 法子
定員(利用人数):	86名(83名)
所在地:	〒242-0006 神奈川県大和市南林間7丁目21-26
TEL/FAX:	TEL:046-278-2662 / FAX: 046-278-2661
ホームページ:	http://www.satori-hoikuen.com/ty-minamirinkan/index.html
開設年月日:	2008年4月1日
経営法人・設置主体:	社会福祉法人 さとり

職員数	常勤/非常勤	常勤:13名	非常勤:13名
	専門職員(名称)	園長:1名	保育士:9名
		主任:1名	子育て支援員:1名
		保育士:11名	保育補助:1名
		事務員・用務員:各1名	

施設状況

保育室:3	トイレ:2
調理室:1	事務室:1
園庭:屋外1	

③理念・基本方針

- *保育理念**
子ども一人ひとりを大切に、保護者との一体感を持ち、地域との交流を深め、愛される保育園を目指す
- *保育方針**
豊かな人間性と意欲を持った子どもを育成する
- *保育目標**
1. なんでも意欲的に取り組める子ども
 2. 友だちと一緒にいることが楽しく感じる子ども
 3. 想像力・創造力の豊かな子ども
- *園目標**
1. 保護者と保育を通じて子育てを共感し合う
 2. 職員同士がお互いを認め合い、助け合い、協力して仕事をする

④施設・事業所の特徴的な取組

幼児クラスは、週に1回、外部の講師に依頼して体育指導を受けている。身体を動かす楽しさを体験したり、災害時や防犯で自分の身を守るための体力作りを目的としている。子ども達への指導と保育士のコミュニケーションを取る為に、プロジェクトチームを2チーム作った。「食育チーム」と「環境チーム」で、どちらのチームにも副主任がいるのでそこを中心に食育と環境の内容を考えて子ども達におろしてもらう。
 小さいが畑があるので、ジャガイモやサツマイモ、キュウリなど育てて給食で食べている。
 年長児は、月に1回、空手の講師が来て下さり、30分ほど空手の型を指導してもらい心と体を鍛え、礼儀を学んでいる。体育指導や空手を続けることで、少しではあるが体幹が鍛えられ、そのおかげで椅子や床に座っても体が揺れたりじっとしてられないという姿が減ってきたので、話を集中して聞けるようにもなってきた。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日：令和3年5月20日

訪問調査日：令和3年10月8日

評価結果確定日：令和4年2月4日

受審回数(前回の時期)

2回(前回：2016年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

1) 保育環境が整えられています

広い園庭には砂場や築山、花壇や遊具が設置され、子どもたちは戸外での集団活動を楽しみ、個々に関心のある遊びに熱中しています。年齢や発達段階に応じて、子どもたちの興味や関心事はどんどん変わりますが、園庭には皆が楽しむことができるもので溢れています。園独自の保育目標として掲げる「なんでも意欲的に取りくめる」「友だちと一緒にいることが楽しく感じる」「想像力・創造力の豊かな子ども」に成長するために欠かせない全てが園庭に揃っています。恵まれた環境で子どもたちの自主性に任せた活動を、保育士たちは見守っています。ただ「見る」だけではなく、「見守る」ことで、子どもたち一人ひとりの発育状況を把握して全職員で共有する、子ども中心の保育環境になっています。

2) 地域との交流が適切に実施されています

園では、幼老交流（年3回）や年長児のグループホーム訪問等、地域との交流行事を毎年実施しています。幼老交流は民生委員の参加も得て、地域のお年寄りが園に来所し、年に3回子どもたちと、かるたやお手玉、福笑いなどを共に楽しんで交流しています。グループホームへの訪問は、今年はコロナ禍で実施できていませんが、例年、年長クラスが訪問し、歌などを披露して交流しています。毎週水曜日は園庭解放を実施し、地域の乳幼児と保護者が来所し一緒に遊んでいます。小学生の職場見学や中学生の職業体験を受け入れ、地域の学校とも交流しています。

◇改善を求められる点

1) 事業計画の策定と基本的な運営の改善

事業計画並びに報告書は現在法人本部で各園共に一括して策定・報告されていますが、計画書としての要件の不備や、期末での活動内容の掌握等に課題があります。職員等の参画のもと、年間の活動の振り返りを生かした計画が策定され、職員が理解して取り組み、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われて、期末に取組の結果が評価され、次年度の計画策定に生かされることが期待されます。併せて、PDCAサイクルを意識した計画書・報告書の書式を整えることも望まれます。

2) 保護者とのコミュニケーションの強化

園の保育理念や保育目標を知っている保護者は約半数です。入園時と合わせて、進級時にも保護者懇談会等を実施するなど、直接、理念や方針を訴求する機会を作ることが期待されます。日々の保護者との連絡はICTを活用したスマートフォンでの連絡や、お知らせ文章の配布を行っていますが、保護者からは、要望への対応や家庭との情報共有等のニーズがあります。迎えの際など、園長・主任も含め職員と保護者とが直接会話する機会を増やすことが期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

事業者名：南林間保育園

第三者評価を受けて運営面や保育面で細かい部分を確認することができ、より一層、見通しができました。また、保育目標を達成するためには、職員同士のコミュニケーションが大切で必要だと第三者評価を受けて改めて感じました。

職員としっかりPDCAを話し合い、継続的な保育業務ができるように努めていきたいです。子ども一人ひとりの育ちや個性も大事にし、保護者の方々とは保育を通じて子育てを共感できるように職員一同、保育に励んでいきます。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

*全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。

*評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1

I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
-----------------------------------	---

b

【判断基準】

a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。

b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。

c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

法人の運営方針・保育方針・保育目標はホームページやパンフレットなどに記載されています。玄関先の保護者の目に付くところにも掲示して周知が図られています。職員は保育目標を基に年間・月案・週案の保育計画を作成していますが、職員全体での読み合わせ等を実施して、理解度を一定レベルに保つことが期待されます。入園説明会は法人主導で実施されるため、保護者への保育方針や保育目標の説明について職員が内容を把握できていないことが課題になっています。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2

I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

b

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
 b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
 c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
 イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
 ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
 エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

園長は、大和市からのメール等で最新情報を得ることを心掛けています。コロナ禍で開催が見送られていますが、定期的で開催される市の園長会で福祉や保育に関する社会的な動向を把握する予定でした。送迎時に保護者とコミュニケーションを図り、行事後にはアンケートを実施して、日頃から課題抽出・改善に取り組んでいます。事業や地域のニーズ・コスト分析は運営主体である法人が管理しているため、分析結果のフィードバックが十分に行われていない状況です。

第三者評価結果

3

I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

b

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
 b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
 c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
 イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
 ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
 エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

経営環境や解決すべき課題については法人役員で共有されていますが、職員への周知には伝えることの内容を分離しています。園独自で把握している保育・福祉に関する情報は職員に共有して日々の業務で活用しています。人員に関する課題については職員からも挙げられていますが、法人の管轄であるため、改善が進まない状況です。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
---	---------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しては、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

法人は中期計画を短期計画(1年～3年)と中期計画展望(3年～5年)に分けて策定しています。計画内容を法人と施設に分け、法人としては①サービスの向上②組織の強化③人材の育成と確保を計画していますが、具体的な内容は記載されていません。また、収支計画は策定されていません。計画策定のプロセスの見直しや計画期間・達成目標の具体化・評価基準の明確化、及び収支計画の策定等が期待されます。

第三者評価結果

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
---	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

法人が運営する保育園(8ヶ所)の単年度計画は、全て法人が一括して策定しています。各保育園の計画内容はほぼ同一です。計画内容は中期計画を反映した重点取組等の目標設定が十分でなく、実施状況の評価を行える内容になっていません。法人は中期計画の内容を各園の園長を始めとした職員に周知し、各園が自ら具体的に目標設定した事業計画の策定を支援することが期待されます。また、法人のホームページ内の「法人の取り組み」は平成時代の内容から更新されていません。内容の見直しが期待されます。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6

I-3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

園では3月上旬に職員参加のもと、年間の活動の振り返りを2回ほど実施し、次年度の園目標を作成するなど活動に生かしています。事業計画はそうした活動とは別に、法人本部が各園共通の内容で策定しています。今年度は新型コロナウイルス対策について、各園それぞれの取組内容が、本部作成の事業計画書に記載されています。事業計画が職員等の参画のもとで策定され、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われて職員の理解のもとに取り組むことが期待されます。

第三者評価結果

7

I-3-(2) -② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。
- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
- イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

法人が作成した事業計画の内容は、重要事項説明書や入園のしおりに記入されている園の運営内容が主体となっています。そのため事業計画としてではなく、園の運営内容として新入園児説明会で説明されています。行事計画等は4月中旬にクラス懇談会で日程も含めて年間の行事予定を説明しています。進級する児童の保護者への説明はクラス懇談会だけになるため、事業計画の内容としては行事計画が中心となっています。クラス懇談会では、年間の保育目標やクラス目標を担当が資料を作成し伝えています。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
---	--	----------

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
 b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
 c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
 ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

職員は研修への参加や職員会議での話し合いを通して保育の質の向上に取り組んでいますが、保育の質の向上に向けた自己評価の仕組みが、現在は法人にはなく実施されていません。園では3月上旬に職員参加のもと、年間の活動の振り返りを実施し、次年度の活動に生かしていますが、評価基準が明確になっていないことが課題です。第三者評価を定期的に受審し、そのプロセスを通じて質の向上に繋げるよう努めています。

第三者評価結果

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
---	--	----------

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
 b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
 c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

評価結果を分析し、取り組むべき課題を園目標として簡潔に表現し、職員に周知しています。「①保護者と保育を通じて子育てを共感しあう ②職員同士がお互いを認め合い、助け合い、協力して仕事をすすめる」を、今年度の目標としています。各種行事の実施後は毎回保護者アンケートを実施しています。保護者から行事の感想や意見を自由に書いてもらい、園ではそれを集計して全てストレートに記入したアンケート結果を保護者に配布しています。課題事項を文章化し計画的に改善取組を実施することを課題としています。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
----	---	----------

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
- ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長は、園の経営・管理に関する方針と取組、並びに自らの役割と責任について職員会議等で明確にしています。災害・事故等における園長の役割と責任については、通常時のみならず、不在時には、主任もしくは副主任への権限委譲等を含め明確にしています。保護者に対しては、園だより「ぼかぼかだより」で役割と責任を表明しています。法人作成の職務分掌表はありますが、自らの役割と責任を含む職務分掌等についての文章化はできていません。

第三者評価結果

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
----	---	----------

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は外部で実施されている「施設長研修コース」を継続して受講し、法令順守を始めとしてコンプライアンス等を正しく理解するために積極的な取組を行っています。保育サービスに関連する新たな法令や通知等は県や大和市等、行政からの園長宛でのメールで確認しています。職員へは、都度印刷物を回覧する等で周知しています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
- エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は保育の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に指導力を発揮しています。事例として、きれいに片づいた朝の保育室と、遊びコーナーを設置した保育室、子どもたちにとって、どちらが自ら遊びたいと思うかを職員と話し合い、コーナー保育の充実を図る等、積極的に参画しています。コロナ禍での園庭での遊びに、職員からの提案で異年齢保育を採用し、年長・年少の交流が生まれ、良い結果につながった例もあります。園長は職員に「連絡・相談・報告」は忘れずにするよう伝えていますが、コミュニケーションにまだ課題があるとしています。

第三者評価結果

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいます。今年度、園長が職員へ掲げた目標は「保護者と保育を通じて子育てを共感しよう」です。保護者との会話時間等を増やす働き方や、残業をしない勤務等に向け努力していますが、人員不足が続いています。人員採用は法人事務局が担当しているため、園では本部に要請していますが、現在のところ改善に繋がっていません。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。	b
----	---	----------

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

園が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する計画はありますが、結果として具体的な取組に繋がっていません。保育士の採用は事業所としては喫緊の課題ですが、採用活動を担当している法人事務局での採用が思うように進んでいない状況です。

第三者評価結果

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
----	------------------------------------	----------

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができてい

<コメント>

人事管理については、法人の理念・基本方針にもとづき、職員の心得等で「期待する職員像等」を明確にしています。一定の人事基準にもとづき、個々の職員は評価されていますが、評価基準が職員に明示されておらず、周知されていないことが課題となっています。人事基準は公表されていますが、キャリアアップ研修の受講基準やリーダー・副主任・主任等の昇進・昇格等に関する基準や手当等は周知されていません。また、給与規定に保育士処遇改善加算についても触れられていません。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
----	--	----------

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

職員の就業状況は園児と同じ「業務管理システム PIPIO (ピピオ)」で管理され、有給休暇の取得状況や時間外労働のデータは定期的に園長が管理しています。有給休暇は、1日終日の取得が難しい状況の中で、時間単位での取得も可能な為、職員は工夫して有給休暇を取得しています。園長は残業のない職場づくりに努めています。福利厚生施設として、法人は富士五湖周辺に保養所を2ヶ所設置しています。保育園に隣接して駐車場があり、通勤に職員は無料で利用ができています。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
----	---	----------

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

法人では職員育成に向け、統一された目標管理等は実施されていませんが、事業所独自に自己評価の仕組みを策定し実施しています。期首に職員は各自が自発的に目標を設定し、中間・期末の2回、園長と面談して話し合い、進捗状況、並びに目標達成度の確認をしています。職員は自ら設定した目標に向けて、研修や職員会議、乳児・幼児ミーティング等で学びあい、知識と専門技能の向上に取り組み、年度末に振り返りをして、成長した点、反省した点などを園長に伝えています。

第三者評価結果

18

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
 - イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
 - ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
 - エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
 - オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

法人では職員の教育・研修に関する基本方針や計画が発表されていますが、具体的な研修体系として職員への周知が十分ではありません。また、コロナ禍の為、研修が減ったこともあり、職員一人ひとりの研修計画が、年間一人平均1回と少なくなっています。研修受講後の研修記録の管理が事業所としてできていません。また、各職員が受講した研修内容が他の職員と共有される仕組みがありません。職員会議での報告や印刷物の回覧などの実施により、研修内容が共有される仕組み作りが期待されます。

19

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
 - イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
 - ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
 - エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
 - オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

クラス担当職員は、受け持ちクラス対象の研修を受講しています。階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会が確保され、外部研修として実施されていますが、職員個々の研修履歴の管理ができていないため、体系的な職員の育成計画に対応した研修計画の立案が難しい状況です。また、以前は実施されていた新任職員研修が、法人で実施されなくなったことで、保育現場での負荷が増しています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
 - イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
 - ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
 - エ 指導者に対する研修を実施している。
 - オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

実習生等、保育に関わる専門職の研修・育成に関するマニュアルを整備しています。各学校との連携は法人が一括して担当し、取り組んでいます。今年度は10月末に近隣の医療福祉専門学校の学生を受け入れ、年明けには隣市の児童福祉短大生の受け入れが決まっています。事業所では園長が実習生担当チューター(TUTOR:個別指導スタッフ)として対応します。マニュアルに実習内容の記載がなく、また専門スタッフ育成の研修体系が未整備となっています。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21

II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。

a

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
 b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
 c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。

- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
 イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
 ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
 エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
 オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

ホームページでは法人の理念や基本方針、保育の内容、財務等が公開されています。園のパンフレットには保育の理念や方針、保育目標、開園時間などが記載され、年間行事や、季節の行事、毎月のお誕生日会などが紹介されています。地域に向けては、大和市の保育課や南林間コミュニティーセンター等にパンフレットを置き、配布しています。市の窓口では申し込みに来た保護者の方が持ち帰ることが多いようです。苦情や相談には迅速に対応し、当日中か、遅くとも翌日には回答しています。公表は相談者の意向に沿って対応しています。

第三者評価結果

22

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

a

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
 b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
 c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
 イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
 ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
 エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われています。園における事務・管理は担当者が実施し、園長が管理しています。法人全体で電子マネーシステムを導入し、事業所内での保護者との金銭の取り扱いは全て電子マネーで決済されているため、現金の取り扱いは行事イベントで使用する文房具の購入など小口現金のみです。法人の会計処理は外部監査法人により経営全般にわたり監査を受けています。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23

II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
 - イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
 - ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
 - エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
 - オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

園の「2021年度 保育の内容に関する全体的な計画」において、「地域の実態に対応した保育事業と、行事への参加」として、幼老交流(年3回)や年長児のグループホーム訪問等を計画しています。幼老交流は民生委員の参加も得て実施し、かるたやお手玉、福笑いなどを共に楽しみ、お年寄りにメダルの授与などを行い交流しています。グループホームへの訪問はコロナ禍の為、現在は実施できていませんが、例年年長クラスが訪問し、歌などで交流しています。毎週水曜は園庭解放を実施し、地域の乳幼児と保護者が一緒に遊んでいます。

第三者評価結果

24

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

a

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
 - イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
 - ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
 - エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
 - オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

ボランティア受け入れに関する基本姿勢を明文化すると共に、地域の学校教育等へ協力をしています。近隣の南林間小学校からの職場見学の依頼に応え、30分程度の見学会を実施しています。南林間中学校からの職場体験の依頼では、幼児と中学生の体験交流を実施し、中学生が保育士の仕事の一端を体験しています。また、1~2月には、年長児が就学に向け、小学校見学会を実施して学校と連携・交流しています。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を把握し、職員会議等で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られていますが、リスト等の資料は作成されていません。子どもに、より良い保育を提供するために必要となる関係機関・団体とは、児童相談所や大和市すくすく子育て課などを中心に、情報を共有しながら連携を取っています。課題を把握した場合は、園ではまず市の担当課に相談し、対応しています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

b

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

園では通常の保育園としての役割だけでなく、「大和市立保育園地域育児センター事業実施要項」に準拠したかたちで、地域育児センターとしての役割も担っています。「保育のしおり」には、育児・子育て相談を随時受け付け、相談担当保育士として主任が担当と明記し、紹介しています。ホームページやパンフレット等にはこうした案内は記載出来ていません。民生委員が来所することで、幼老交流が実施されたり、学童保育と連携し年度末に、新1年生の歓迎会に参加するなどの交流ができています。

第三者評価結果

27

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
 b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
 c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
 イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
 ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
 エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
 オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

園は地域育児センターとしての役割も担い、公益的な事業・活動の事業実施責任者として園長が担当しています。現在、自治会に加入していますが、コロナ禍で各種行事が中止されている状況のさなかであり、自治会活動そのものが停滞しているため、諸行事への参加はできていません。また、防災活動においては、園は水害等の避難対象地域に該当していない為、近隣から被災時における支援の要請は特になく、現在協議はできていません。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
 b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
 c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。

- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
- エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
- カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

保育理念や保育目標等に、子どもを尊重した保育の実施について「職員の心得」等を策定・明示して、職員が理解し実践するための取組を行っています。子どもに強制や無理強いをさせたりしないよう、子どもの気持ちを尊重し、子どもの考えを否定しないようにし、保育目標が達成されるように心がけています。職員は、研修や職員会議で話し合い、ヒヤリハットの事例研究などにより理解を深め、保育に取り組んでいます。

第三者評価結果

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
 - エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規定・マニュアル等が整備され、職員へは研修により内容の理解が図られています。職員は入職時に守秘義務についても学んでいます。子どもの写真の掲載や、作品展での名前の掲載については都度確認をして、取り組んでいます。日常の保育の場面では、園児の欠席等を担任に伝える際に、他の保護者に聞こえるような大きい声で伝えないなどの配慮をしています。また、シャワーでは水着着用等、子どもの自尊心を大事にした運営に努めています。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。
- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
 - イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
 - ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
 - エ 見学等の希望に対応している。
 - オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供しています。園のしおりには保育理念や保育目標、年間行事や季節行事が記載されています。しおりは市の保育担当窓口にあります。ホームページでは、写真や地図なども掲載しています。園の見学はホームページを見た保護者からの依頼が多く、日程を調整し1日1組で行っています。来園にあたっては感染予防等の依頼をして、子どもたちの保育の様子を紹介し、しおりを渡して説明しています。園庭解放と子育て相談を行っていることも合わせて伝えています。

第三者評価結果

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

a

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
 - イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
 - ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
 - エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
 - オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

入園に際しては、「重要事項説明書」や「保育のしおり」で詳しく保護者に説明し、障害児保育や医療的なケアが必要な児童の保育についても説明しています。保護者からは延長保育や土曜日の保育、使用済みおむつの持ち帰り等についての質問が寄せられています。行事については、緊急事態宣言やまん延防止法施行などにより、園で中止や延期を決め、メール・配布物・掲示で保護者に伝えています。配慮が必要な保護者には、担任や園長・主任が確認をしています。

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

保育所の変更にあたり、保育の継続性に配慮していますが、文書の作成などは実施していません。また、入園に際しても、文書をお願いして受け取りをしたことはこれまでにありません。少数ですが移動後の園からの問い合わせがあった場合は、丁寧に対応しています。兄弟同じ保育所に通うための転出等のケースは時々あります。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 利用者満足把握の仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足把握の仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足把握のための仕組みが整備されていない。
- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足把握を向上させるように努めている。
- イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
- ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足把握の目的で定期的に行われている。
- エ 職員等が、利用者満足把握の目的で、保護者会等に出席している。
- オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
- カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

日々の保育のなかで、子どもの満足把握を向上させるように努めています。保護者に対しては、利用者満足に関する調査を、行事ごとに実施しています。運動会や発表会などの行事ごとに、保護者アンケートを実施し、保護者から寄せられた意見・感想など、全員の生の声を園長がまとめ、保護者に配布し、内容を伝えています。職員にも同様に配布し、職員会議や乳児・幼児ミーティング等で話し合っています。意見や相談がある時は保護者がいつでも事務所に来られる声かけや雰囲気づくりを心がけています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
- ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
 - イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
 - ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
 - エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
 - オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
 - カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
 - キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されています。園では保護者等に苦情処理の仕組みを説明した掲示物が玄関に掲示され、園のしおりにも詳しく案内をして配布しています。園の運営に関わる苦情は、これまでありませんが、日々の園での生活の中での保育士の対応に関する意見はあります。苦情があった際は、職員間で共有し、保育内容の振り返りを行っています。苦情に対してはその日のうちに対応することを心がけ、遅くとも翌日までに対処しています。

第三者評価結果

35

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
 - イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
 - ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べる環境を整備しています。保護者には「園のしおり」等で「保育全般に関するご意見・ご要望について」として詳しく説明しています。乳児クラスは連絡ノートなども利用し、幼児クラスの保護者と保育士は、話しやすい信頼関係があります。専用の面会室はありませんが、事務所で落ち着いて話せるように時間を調整して対応しています。

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
 b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
 c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
 イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
 ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
 エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
 オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
 カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮しています。園の玄関にはご意見箱を設置するなど、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っています。保護者からの相談や意見に対しては真摯に受け止め、迅速に対応しています。保護者からの意見は、職員間で共有して、その日のうちに対応することを心がけ、遅くとも翌日までに対処しています。現在、園として相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等についてのマニュアルがなく、今後の作成を課題としています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

b

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
 b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
 c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
 イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
 ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
 エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
 オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
 カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

危機管理マニュアル(事故防止マニュアル)等を整備し、安心・安全な福祉サービスの提供に向けて取り組んでいます。事故や怪我が起こった際は、その日のうちにヒヤリハット報告を行い、職員で共有しています。子どもの事故・怪我の受診は園長・主任の判断で実施しています。現在は、看護師が不在なこともあり、収集した事故・怪我の事例を基に、要因を分析し、改善策・再発防止策を組織的に取り組む体制が十分ではありません。マニュアルの定期的な見直しや再発防止策検討の体制構築を課題としています。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。
- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

感染症の予防と発生時の対応マニュアルが法人で作成されています。職員は年に2回マニュアルを読み込み、感染症の予防や安全確保に関する勉強をしています。嘔吐・下痢などの症状があり、感染症が疑われる場合は、職員は適切に対応し、保護者に知らせています。新型コロナ対策では検温・手洗い・咳の有無等を確認しています。除菌・消毒は、朝は早番担当が、午睡中はクラス担当が中心となり、園内のドアノブ・手すり・机・椅子・玩具等、子どもたちが触れる場所を中心に徹底的に取り組んでいます。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

- ア 災害時の対応体制が決められている。
- イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>
園は水害等の避難対象地域に該当していない立地の為、災害時の対応は火災を中心に想定し、毎月避難訓練を実施しています。園の建物は、2階に園庭につながる避難すべり台、1階は広い玄関の他、クラスの部屋から園庭に向かって掃き出しの扉が広き、解放できる構造になっています。給食室からの火災や近隣住宅からの火災など、様々な火災を想定して避難訓練を実施しています。水消火器を使った消火訓練等も実施しています。備蓄品は食料・水等を3日分、携帯トイレ・ガスコンロ・ボンベなど、リストに賞味期限等を記入し管理しています。

III-2 福祉サービスの質の確保

III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40	III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>
法人が作成した入職時の職員の心得や「保育指針」に子どもの尊重・プライバシーの保護や権利擁護について周知されています。園独自に作成している早番・遅番用のマニュアルに沿って保育を実施していますが、会議録に状況を記載するに留まっています。全職員で確認できる仕組みを作成することが望まれます。

41

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

b

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
- ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

標準的な実施方法については、職員会議やクラス担当で、適宜、最善な保育についての共通認識が持てるように話し合い、日々の会話でも確認して、週案や日案に反映しています。標準的な保育が実施されていますが、標準的な実施方法に関する定期的な検証・見直しの仕組みの構築が期待されます。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

b

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
- イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
- オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
- カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
- ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

「全体的な計画」に基づき、子ども一人ひとりの環境や発達状況などを共有した指導計画を作成しています。配慮が必要なケースでは、面談等によるアセスメントを基にした「個別指導計画」を策定して進めています。それぞれの指導計画には評価・改善点を記入する項目があり、保育の振り返りや次回の計画作成に役立てています。

第三者評価結果

43 III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

b

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない
- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
- オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

「全体的な計画」をもとに作成した「年間指導計画」は四半期ごとに自己評価を行い、改善点を明確にし、クラス担当や個々で見直しを行って、次の「週案」や「月案」に反映しています。指導計画の変更については、必要性があった場合には職員会議を経て周知していますが、明文化された仕組みが用意されておらず、また、週単位でのミーティングが実施されていません。「週案」・「月案」の見直しに全体の意見を反映させる仕組みの構築が期待されます。

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44 III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

子どもに関する保育の実施状況や身体発達・家庭環境等は、個人記録や健康記録、児童票で共有しており、書類はいつでも閲覧できるようにしています。記録内容や書き方に職員間の差異が出ないように、保護者宛の文書は、必ず園長が目を通してありますが、園としての記入方法等統一についての指導がないため、今後実施していく予定で進めています。

第三者評価結果

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
 - b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
 - c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
 - イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
 - ウ 記録管理の責任者が設置されている。
 - エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
 - オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
 - カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

法人の個人情報保護規定に、子どもの記録の管理について定められており、個人情報保護研修や職員会議での読み合わせで内容を周知しています。入職時に研修を行い、誓約書を交わしています。保護者からは写真の撮影・掲載の可否について承諾書を収受しています。書類は施錠される場所に保管されており、持ち出しには必ず園長・主任の許可を得ていますが、個人情報保護の観点から、持ち出し記録等のより慎重な管理体制が望まれます。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。

- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

「全体的な計画」は、保育所保育指針を基に保育理念・保育方針に沿って、園長が中心になって編成しています。今年度は時間的な制約があり、保育に関わる職員の参画ができていませんが、昨年度の内容を踏襲しており、2年かけて実施した成果について意見を出し合う予定です。また、今年度から保育内容に関するプロジェクトを複数立ち上げ、それぞれが担当を持つ取組を開始しました。次年度の「全体的な計画」は、年度末に全職員参画で見直しを行い、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じた内容になることが期待されます。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

保育室は乳児と幼児でフロアが分かれています。1スペースを高さの低い本棚等で区切って広々とした空間を確保しており、子どもたちが心地よく過ごすことができる工夫をしています。また、遊びが単調にならず、年齢に応じた遊びを子ども自ら選択できるように設定しています。担当クラス以外の子どもたちの様子を確認できる保育室のため、乳児会議・園児会議以外でも、随時、職員で意見交換ができる環境づくりに取り組んでいます。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

a

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

子どもの気持ちに寄り添い、安心して過ごすことができるように、年齢や一人ひとりの発達に合わせた声かけを行っています。気付いた点など個別の発達状況は「育成記録」に記載して、各会議でも共有を図っています。早番と遅番との間で情報漏れを防止するために「伝達ノート」を活用しており、連携ミスがないようにしています。時間に追われて関わる事が出来ず、クラスの職員間で日誌や口頭による伝達で情報共有を行っています。

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

子ども一人ひとりの発達に合わせて、挨拶、登園時・食事前・トイレ後の手洗いや、食事・排泄・更衣・睡眠等の日々の生活習慣を身につけることができるように、保育の場面での環境の配慮をしています。保護者とは、送迎時や「連絡ノート」で状況を確認して、園と家庭とで同じペースで生活習慣を身につけられるようにしています。また、基本的な生活習慣を身につけていくには発達に個人差があるため、一人ひとりに合わせた援助や主体性を大切にしていけるよう職員間での意識の統一を図っています。

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。

- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
- ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
- オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。

- カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

子どもたちが主体的に活動できる環境を整備して保育を実践することを心掛けています。広い園庭での戸外遊びでは、縄跳び・遊具遊びなど、子ども同士で関わる遊びを行った後、個々に興味を持つ遊びを主体的に行っています。裸足で外を駆け回って泥んこになった場合でも、外階段から2階のバルコニーまで上がって手足を洗うことができるため、保育士は見守ることを中心に、子どもたちからの発信を大切に捉えています。また、園庭での野菜の栽培や虫を捕まえて育てることで、身近な自然と触れ合う機会も大切にしています。近隣の老人施設訪問や幼老交流会を計画していましたが、今年度はコロナ禍で中止になりました。代替案の検討など他に方法はなかったのかと振り返り、地域の人と接する機会を持つことを心掛けています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
- ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
- エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

0歳児用の保育室は1・2歳児のスペースと距離をとった場所が確保されており、落ち着いて過ごすことができる環境が整えられています。発達過程に配慮して3人ずつの担当制の保育を採っており、一人ひとりと愛着関係や信頼関係を育んでいます。担任以外の全ての保育者も子どもを理解して優しく関わることを心掛けており、安定した情緒を保つ事ができるように、表情や態度で察知するように努めています。保護者とは、連絡ノートや送迎時のコミュニケーションから、園だけでなく家庭での生活の様子も確認しています。

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
 イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
 ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
 エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
 オ 保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。
 カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
 キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

0

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

3歳以上児は同じ保育室内で仕切られていますが、他の年齢の活動の様子を見ているので、上の年齢の子どもたちを見て刺激と憧れを、下の年齢の子どもたちに対して世話やいたわりの気持ちが自然に芽生える場面が多くあります。真似をしようとする子どもたちも多くいますが、保育士は否定せずに、発達段階に応じて利用する道具や方法に配慮した保育を実践しています。運動会の代わりとなる「表現活動発表会」を開催して、子どもたちの協同的な活動を披露しています。その他、写真の掲示や、直接保護者と話す機会(定例の個別面談や個々の相談の場)で、子どもの様子を伝え、情報共有を行っています。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
- イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
- ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
- エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
- ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

障害のある子どもが安心して生活できる保育環境として、保育室内はフラットに設計されており環境設備に配慮しています。現在、認定されている障害児は入園していませんが、障害児保育について研修を受講した職員も在籍しており、障害児を受け入れる体制はできています。配慮が必要な子どもに対しては、関係機関と連携を図って保育にあたっており、保護者には、保護者・園・関係機関の三角形の関係の中に子どもがいて、みんなで子どもの為に考え・同じ対応ができる良さがある事を伝えて、安心感と適切な情報を伝える仕組みを構築しています。

第三者評価結果

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 - b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 - c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - エ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
 - オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
 - カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
 - キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>
 長時間の保育時にもストレスがないように、明るさ・音・温度等に配慮しています。クラス毎の「伝達ファイル」に子どもの様子を記入することを徹底しており、在籍している長時間保育の子どものことを考慮して、一日の活動を組み立てています。早めの登園で、眠そうにしている子どもには睡眠時間を取る等、活動と休息のバランスを考慮しています。「全体的な計画」には長時間保育の欄を設けていますが、「年間指導計画」・「月案」等に落とし込まれていません。実践状況についての記録・自己評価欄を用意して、全職員が同じ思いで子どもに配慮した長時間保育ができるように工夫することが期待されます。

第三者評価結果

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
--	----------

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
 - b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
 - c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
 - イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
 - オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

小学校との連携・就学を見通した保育については、5歳児の「年間指導計画」の中に就学に関する事項を設けており、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿10項目を見据えて、計画に沿った保育を実施しています。保護者に対しては、秋頃に個別の就学に向けた個人面談を設定しており、就学に向けての必要な事項を伝えて、小学校の生活について見通しが持てる機会を作っています。小学校を訪問しての交流等はコロナ禍で計画できませんが、就学先の小学校の先生が来園されることもあり、電話等でも子どもの様子を伝えていきます。保育所児童保育要録の作成は担任が行い、必ず園長が確認をして、ダブルチェックで記載ミスを防止しています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
 b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
 c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。

- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
- エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

健康管理については「全体的な計画」や「年間指導計画」に記載され、一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握し、職員に周知、共有して保育を進めています。登園時には体調面や怪我の有無を視診して、保護者に健康状態を確認しています。降園時には口頭で保育中の体調変化や怪我について伝えており、怪我については翌日に降園後の様子を確認しています。園だより・保健だより等で子どもの健康に関する情報を伝えています。SIDSを防ぐために大和市から配布される無呼吸アラーム「ベビーセンス」を活用し、午睡チェックと併せてチェック表に記録しています。チェック時の部屋の明るさにも配慮して、子どもの睡眠を妨げることのないよう気を付けています。

A13

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

b

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
- ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
- イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
- ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

園医による年2回の健康診断と歯科健診、毎月の身体測定結果については連絡ノート・健康カードに記録して保護者に知らせています。健診の結果、発育に問題がある場合や治療が必要な場合は個別に保護者に伝え、病院での診断結果をフィードバックしてもらっています。肥満が懸念される子どもについては、食事の提供方法などを保護者と相談して、保育に反映できるよう努めています。健康診断・歯科健診の結果を保育に生かす取組の計画がなく、看護師不在のため、子どもたちに対する保健指導も予定されていません。今後は歯磨き指導や保健指導が定期的に行えるように法人と連携をとって進めていくことが期待されます。

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
- カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

現在、アレルギー疾患や慢性疾患の子どもは在籍していませんが、アレルギー性疾患や慢性疾患等に関する研修に職員が参加し、知識や情報を周知・共有しています。「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、アレルギー疾患のある子どもの除去食対応は、医師の主治医意見書に従い、栄養士・調理員・施設長・クラス担任が保護者と相談して、適切な対応を取る体制が整っています。他の子どもにアレルギー疾患・慢性疾患等について伝え、保護者に理解を図るような取組は行われていません。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

a

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- エ 食器の材質や形などに配慮している。
- オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

職員については「全体的な計画」や「月案」に記載され、一人ひとりの年齢や発達に応じた保育を行っています。

全ての職員が、食事は楽しい時間であることを子どもに伝えるため、無理強いせず、食べられる量を把握しながら、完食の喜びや食への意欲・興味を持って食事を楽しむ工夫をしています。自分たちで育て収穫した夏野菜を食材として提供したり、カレー作りをするなど、食事・食材に関心を持つ取組も行っています。栄養士によるパネルシアターを用いての説明や、食事前の絵本など、年齢に応じた食育に努めています。調理室はガラス張りになっており、子どもたちは中の様子を見ることができます。保護者に毎日の給食のレシピを提供しており、子どもの気に入ったメニューを家庭でも提供できるようにして、家庭と連携して食育を進めています。

A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
 - イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
 - ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
 - エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
 - オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
 - カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
 - キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

子どもがおいしく安心して食べる事ができるように、委託先の栄養士に参加してもらい、月1回の給食会議で情報共有をしています。調理員が各クラスを周回して子どもたちの食事の様子を見ています。献立・好き嫌いや子どもの食べる量・好きなメニュー等の喫食状況から、盛り付け方や、彩り・量などを工夫して子どもの興味と五感を刺激して楽しめる食事の提供に反映しています。季節感のある献立となるよう、行事食の提供を行っていますが、今年度から始めた食育プロジェクトチームのメンバーで、地域の食文化についての対応を検討中です。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
-----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
 - イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
 - ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
 - エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

保護者とは送迎時にコミュニケーションを取っています。乳児クラスは連絡ノートを用いて、家庭での体調や睡眠・食事等の様子を共有しています。子どもの様子だけでなく、保護者の様子に異変を感じた場合など、時間をかけて対応したい場合は、保護者に日程調整を依頼して面談を行っています。4月のクラス懇談会で行事等の説明は行いますが、その後、1月のクラス懇親会まで保護者との会合が予定されていません。「クラスだより」を年2回発行していますが、今年度はまだ発行していないため、保育内容について保護者の理解を得る機会が十分ではありません。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- オ 相談内容を適切に記録している。
- カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

送迎時に保護者とコミュニケーションを図り、職員と保護者との間で信頼関係を築くことを心掛けています。担任は毎日声かけを行い、園長・主任は職員室から声かけを行い、相談しやすい環境を整えて、安心して子育てができることを心掛けています。保護者からの希望があれば個人面談を設定して、子どもの発達に関するだけでなく、家庭の事情や悩み等の個人的な支援についても対応しています。その際、こちらの考えは押し付けず、参考として話をするようにして、なるべく保護者自身で考えて決定できるように心掛けています。保護者からの相談事項や苦情は「保護者面談内容ファイル」や「児童票」に残していますが、内容によって様々なファイルに綴じられているため、法人や園での定型記録フォーム作成や対応手順書の用意が期待されます。

第三者評価結果

A19

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

b

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- イ 虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

法人作成のマニュアルにもとづき、日々の保育において、話し方や目視で確認を行い、些細な子どもの心身の変化に気を配っています。「保育園規則(運営管理規程)」で虐待等の禁止について明記していますが、保護者向けの「重要事項説明書」には記載がないため、保護者向け配布書類に、虐待が疑われる場合の園の対応と併せて説明し、同意書を収受することが望まれます。年2回、マニュアルの読み合わせを行っていますが、虐待等権利侵害に関する外部研修の参加や、マニュアルに基づく園内研修については、職員の時間調整が難しく、実施に至っていません。子どもを守る為の早期発見・早期対応ができる意識作りのため、園内研修の実施が期待されます。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
-----	--	----------

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。

- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
- イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。

- ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
- エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
- カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

年2回の自己評価を実施しており、園長との面談の際に、悩みや保育に関する考えや要望を確認しています。各クラスの「年間計画書」や「月案」には評価・改善案を記入する欄が設けられており、自己評価ができる書式になっています。「週案」や「日案」の作成のため、職員間で振り返りを行っていますが、書類に記入欄がないため評価記録がまとまっておらず、保育士同士の学び合いや意識の向上に繋がっているかどうか判断できない状況です。また、年間の職員研修計画は作成されていますが、外部研修の内容をフィードバックする定期的な園内研修等の仕組みが整っておらず、幅広い知識を共有して園全体の継続的な保育の質の向上への取組が期待されます。保育士個人だけでなく、保育所全体の自己評価に繋げるためにも、PDCAサイクルを活用できるような定型フォームの作成も望まれます。



株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430 FAX:0466-29-2323

